令和８年度とっとりワクスタ FES（１月開催）運営業務仕様書

１　業務の名称
令和８年度とっとりワクスタ FES（１月開催）運営業務（以下「本業務」という。）

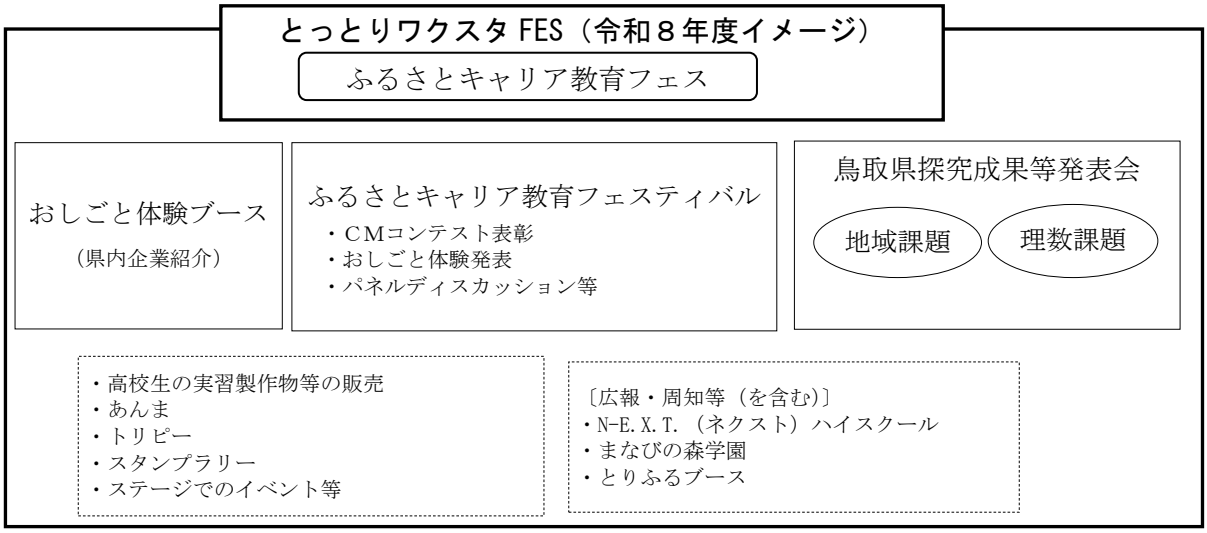
２　業務目的
若者が鳥取で学び暮らす楽しさやワクワク感を共有できるよう全庁を挙げて取り組む「とっとりワクスタ FES」において、県教育委員会が全ての施策の基軸としている「ふるさとキャリア教育」を発達段階に合わせて系統的に推進し、子どもたちのふるさとへの愛着を育て、各学校の日頃の地域課題解決に向けた探究の取組等の学びの成果を発信する。県教育委員会（以下「発注者」という。）が一丸となって、県民が一体となった「ふるさとキャリア教育」の推進に向けた機運を醸成する。

３　業務期間
契約締結日から令和９年１月３１日まで

４　イベント概要
（１）開催日時・場所
令和９年１月３０日（土）
エースパック未来中心（倉吉市駄経寺町２１２－５）
※全館貸し切り
※当日の開会式は 10 時から、体験・展示等のイベント終了は 16 時まで（予定）

（２）主な参加（想定）
・小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校
・県内の企業等

（３）大会（FES）イメージ



５　本業務の実施体制等
（１）総括責任者
本業務を円滑に実施できるよう、事業総括責任者を配置すること。

（２）業務スタッフ
本業務を円滑に実施するために必要な人員を適切に配置すること。

（３）打合せ・報告に関する要件
本業務を実施するにあたり、適宜、発注者との打合せ・報告等を行うこと。

６　業務内容等
業務は以下のとおりとする。（別表も参照すること。）
なお、看板（サイン）・チラシ等のデザイン及び作成数量等の詳細については、発注者との事前打合せを行い決定すること。

（１）看板（サイン）
・本大会タイトル、入口、会場等のサイン（看板）の作成
・本大会に参加する学校、企業等の看板、社名版の作成
・各種看板（サイン）の搬入（出）、設置（撤去）作業

（２）チラシ
・本大会のチラシデザイン作成（参加校、企業等を反映したもの）
・チラシの印刷

（３）スタンプラリー
・本大会で実施するスタンプラリーの景品企画及び手配
※景品はカプセルの形で配布する（予定）こととし、カプセル詰めの作業を含む

（４）アンケート
・本大会の来場者向けアンケートの製作運営
※回収作業を含む
（５）その他
・（１）、（２）の業務に必要な学校等の必要情報や写真などの素材については、受注者の求めに応じ発注者が提供する。
・チラシその他本業務で作成される著作物（以下「著作物」という。）の著作権（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２７条及び第２８条に規定する権利を含む。）は、発注者に帰属するものとし、発注者は著作物について、自由に公表、著作者名の省略、改変及び利用（二次的な利用を含む一切の利用をいう。）をすることができるものとする。

７　再委託の禁止
受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

８　権利義務の譲渡等の禁止
受注者は、契約によって生ずる権利又は義務は、あらかじめ発注者の承認を受けた場合のほか、これを第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

９　業務の適正な実施に関する事項
受注者は、関係法令の規程等を遵守すること。また、法令等の規定による官公署の免許、許可、認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けたうえで実施すること。

１０　秘密の保持
（１）受注者は、本業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受けないで資料等を第三者に閲覧させてはならない。
（２）発注者は、受注者が（１）の規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
（３）（１）及び（２）の規定は、本業務に係る業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

１１　個人情報の保護
受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

１２　目的外使用等の禁止
受注者は、本業務に必要な情報等について、この契約以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

１３　特許権等の使用
受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担する。

１４　調査等
発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

１５　業務実績報告及び検査
（１）受注者は、業務完了日から１５日以内に業務実績報告書を発注者に提出する。
（２）発注者は（１）の業務実績報告書を受理した日から１０日以内に本業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。
（３）発注者は（２）の規定に基づき検査を行った結果、本業務を合格と認めるときは、その旨を受注者に通知しなければならない。
（４）受注者は（２）の規定に基づく検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅滞なくこれを修正し、発注者の検査を受けなければならない。
（５）（２）及び（３）の規定は、（４）の再検査の場合において準用する。

１６　仕様書遵守に要する経費
この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

１７　事故発生時の対応義務
（１）受注者は、事故等の発生により本業務の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。
（２）受注者は、直ちに事故等の原因を調査し、早急に復旧措置を講ずるとともに、対応策、再発防

止策等について発注者と協議する。

１８　損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

１９　責任の制限

双方の責めに帰することのできない理由により、受注者がこの契約による義務の全部又は一部を履行することができないときは、受注者は当該部分についての義務の履行を免れ、発注者は当該部分について委託料の支払義務を免れる。

２０　委託料の支払

（１）受注者は１５の（３）の通知を受けた後、速やかに本業務に係る委託料の請求書を発注者へ提出する。

（２）発注者は、正当な請求書を受理した日から３０日以内に請求に係る委託料を受注者に支払う。

（３）発注者が正当な理由なく前項に規定する支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は遅延日数に応じ未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を甲に請求することができる。

２１　違約金

受注者は、業務期間内に本業務を完了できなかったときは、委託料の額から既完了部分（受注者が既に本業務を完了した部分のうち、発注者が引渡しを受ける必要があると認めたものをいう。）に対する相当額を控除した額に対し、遅延日数に応じ、鳥取県会計規則（昭和３９年鳥取県規則第１１号）第１２０条の規定により計算した額を、違約金として発注者に支払わなければならない。

２２　業務の中止

受注者は、必要があると認めたときは、本業務の履行を一時中止させることができる。

２３　任意解除

（１）発注者は、必要があるときは、この契約を解除することができる。

（２）発注者は（１）の規定によりこの契約を解除する場合、契約解除の３０日前までに文書により受注者に通知する。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。なお、その賠償額は発注者及び受注者が協議して定める。

２４　催告による解除

（１）発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは相手の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

①　正当な理由なく、始期を過ぎても本業務に着手しないとき。

②　本業務を遂行する見込みがないとき又は本業務を業務期間内に履行する見込みがないと認められるとき。

③　この契約に違反したとき。

（２）受注者は、（１）の規定により契約を解除された場合、違約金として委託料の額の１０分の１に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

２５　催告によらない解除

（１）発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

①　本業務の履行不能が明らかであるとき。

②　本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき

③　本業務の一部の履行が不能である場合又は本業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

④　このほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が２４の（１）の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

⑤　受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）第３条に違反する行為又は刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは同法第１９８条に規定する行為をしたと認められるとき。

⑥　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

⑦　次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア　暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している

者を、発注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

イ　暴力団員を雇用すること。

ウ　暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

エ　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

オ　暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

カ　役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

キ　暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他の業務を下請等させること。

（２）受注者は、（１）の規定により契約を解除された場合、違約金として委託料の額の１０分の１に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

２６　解除の制限

２４の（１）及び２５の（１）の①から④までの規定に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、２４及び２５の規定による契約の解除をすることができない。

２７　賠償の予定

受注者が２５の（１）⑤に該当する行為をしたと発注者が認めたときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として委託料の額の１０分の２に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

２８　専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起については、鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

２９　対象経費

本業務に要する対象経費は、本業務の実施に直接必要となる経費（人件費、謝金、旅費、役務費、会議費、需用費、賃借料、委託費等）とする。

なお、備品購入など、受注者の財産取得となる経費は原則として認めない。

３０　その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

別表

品目・業務種類	数量（予定）	単位	備考
■サイン（看板）関係			
タイトルサイン	1	枚	W8000×H900 木軸ターポリン
社名板	３５	枚	W900×H250 KP パネル出力貼り
入口サイン	1	枚	W900×H1800 木軸ターポリン出力貼り 自立
全体案内サイン	3	枚	W900×H1800 木軸ターポリン出力貼り 自立
会場サイン	2	枚	W450×H1800 木軸ターポリン出力貼り 自立
控室サイン	2	枚	W297×H420 厚紙 自立スタンド含む
誘導サイン	１０	枚	W297×H420 厚紙 自立スタンド含む
サインデータ作成	1	式	校正・出力データ含む
■チラシ関係			
デザイン作成	1	式	
印刷	５００	枚	A4 サイズ 両面カラー 上質 70kg
■スタンプラリー関係			
景品企画・手配	1	式	カプセル詰めを含む
■その他（諸経費等）			
搬入・搬出	2	式	会場への看板等の搬入・搬出
設営・撤去	2	式	
アンケート製作・運営	1	式	アンケート回収・集計を含む
進捗管理・完了報告書作成等	1	式	